

# 特記仕様書

## 第1条 適用範囲

- 1 本業務は、この特記仕様書に基づいて実施するものとする。
- 2 委託業務の名称：令和7年度ほ場整備状況撮影業務
- 3 業務の概要：空中写真撮影業務 1式
- 4 業務位置：下記一覧表のとおり

管内	地区名	所在地	備考	
			工事実施前	工事実施後
県中農林事務所	さわい 沢井	石川町大字沢井		○
〃	やまぐち 山口	田村市都路町古道		○
〃	じけんじょう 地見城	田村市都路町岩井沢		○
〃	かみいわいさわ 上岩井沢	田村市都路町岩井沢		○
〃	にしむき 西向	田村市常葉町西向		○
〃	きたうつし 北移	田村市船引町北移		○
〃	とまき 外楨	石川町字宝殿前	○	
〃	あらかごう 荒屋郷	浅川町大字里白石	○	
〃	きたやしき 北屋敷	平田村大字上蓬田	○	
県南農林事務所	いずみだ 泉田	白河市泉田	○	
相双農林事務所	おだかとうぶ 小高東部	南相馬市小高区泉沢		○
〃	おかだ 岡田	南相馬市小高区岡田		○
〃	とちくぼ 栃窪	南相馬市鹿島区栃窪		○

〃	やました 山下	南相馬市鹿島区山下	○	
〃	おだかほくぶ 小高北部	南相馬市小高区北鳩原	○	
〃	うけど 請戸	双葉郡浪江町請戸	○	
〃	しもほとり 下羽鳥	双葉郡双葉町下羽鳥	○	
〃	ひろの 広野	双葉郡広野町		○
計	18 地区		8 地区	10 地区

## 第 2 条 目 的

本業務は、ほ場整備の実施前または実施後等の状況を空中から撮影し、その写真を農業農村整備事業のPR等に活用するものである。

## 第 3 条 業 務 内 容

業務内容は、次のとおりである。

- 1 UAV（小型無人航空機）による空中からの静止画の撮影。
- 2 カメラは、2,000 万画素以上の規格とする。
- 3 1 地区当たりの撮影枚数は12枚程度を標準とする。
- 4 1 地区当たりの編成は、操縦者1名、補助者1名を標準とする。
- 5 撮影日時については関係農林事務所職員と調整のうえ、決定すること。各農林事務所の担当職員連絡先については監督員より通知する。
- 6 撮影位置、撮影方向、撮影角度については各撮影現地にて関係農林事務所職員と協議すること。
- 7 撮影高度は地表又は水面から150m以上500m未満とし、各撮影現地にて関係農林事務所職員と協議すること。
- 8 高度150m以上を飛行するため、関係機関への飛行許可の申請を行い、許可を得ること。
- 9 作業開始前に業務計画書を提出すること。

## 第 4 条 提 出 書 類

受注者は下記に示す書類を、監督員を経て、遅滞なく提出しなければならない。

- 1 委託業務着手届（様式1）
- 2 主任技術者通知書（様式2）
- 3 作業工程表（様式3）
- 4 委託業務完了届（様式4）
- 5 成果品目録及び成果品

6 その他監督員が必要と認めたもの

#### 第 5 条 打 合 せ

打合せの時期及び回数は次のとおりとする。

- 1 業務着手前 1回
- 2 成果品納入時 1回

#### 第 6 条 成 果 品

- 1 成果品は、下記に示すものとする。
  - (1) DVD-R 1枚（全撮影写真）
  - (2) その他監督員の指示するもの
- 2 成果品の提出先は下記のとおりとする。

福島県農林水産部 農村整備総室 農村基盤整備課
- 3 成果品の著作権  
本成果品の著作権は福島県に帰属するものとする。

#### 第 7 条 定めなき事項

この仕様書に定めなき事項またはこの作業の施行にあたり疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする。

#### 第 8 条 関係法令の遵守

本業務は、業務委託契約書及び本仕様書によるほか、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）その他関係法令等に基づき実施する。

